# 【様式２】

XX医研開第XXXX号

令和　年　月　日

課題管理番号　：

所属機関

役　職　　　　　　殿

　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

理　 事 長　　　 　中　釜　　　　　斉

革新的研究開発推進基金補助金

交付決定通知書

令和　年　月　日付で交付申請のあった標記の補助金については、革新的研究開発推進基金補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 事業名

創薬ベンチャーエコシステム強化事業

２．補助金の交付の対象となる研究開発課題名

３．補助事業者である研究機関（以下「研究開発代表機関」という。）が補助金の交付を受けて前２．の研究開発課題について行う研究開発等（以下「本研究開発」という。）の内容は、研究開発代表機関が提出した令和　年　月　日付補助金交付申請書記載のとおりとする。

（研究開発期間：本交付決定通知書の発出日から令和　年　月　日）

４．補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該額は、この交付決定に基づき交付する補助金の上限額であり、具体的に支払われる額は別紙に基づき定められるものとする。なお、研究開発計画の変更に伴い本研究開発に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、当該額は別に通知するところによるものとする。

　補助金交付決定額　　○○○，○○○，○○○円

５．交付すべき補助金の額の確定は、取扱要領第19条第1項に定める方法により行うものとする。

６．研究開発代表機関は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び取扱要領の定めるところに従わなければならない。

７．この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和●年●月●●日とする。

８．補助金の交付の条件は、取扱要領に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

９．その他（特に条件を附す場合のみ記載）

以上

(別紙)

１．定義

本別紙で用いる用語は、本別紙において別途明確に定義する場合を除き、取扱要領で定義された意味と同じ意味を有するものとする。

２．ステージゲート通過による研究開発計画の変更

(１) 機構は、研究開発代表機関がステージゲート（研究開発代表機関が実施する本研究開発の進捗状況及び資金需要等を確認するため、研究開発計画書において段階的に設定されたステージゲートをいう。以下同じ。）の通過要件を充足していると合理的に判断した場合は、研究開発代表機関の当該ステージゲートの通過を認めるものとし、この場合、研究開発代表機関は、ステージゲートの通過を認められた都度、機構が別途定める様式による研究開発変更承認申請書を機構に提出し、研究開発計画の変更の承認を受けなければならない。本（１）に基づき変更される研究開発計画の事項は、①研究開発期間及び②補助対象経費の額を含むが、これに限られない。

(２) 前項に基づく変更後の補助対象経費の額は、交付決定に際して補助対象経費の上限額として機構があらかじめ決定した見込額を上限とする。

(３) 機構は、(１)の規定による研究開発計画変更承認申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査するものとする。当該審査の結果、研究開発計画及び交付決定を変更すべきものと認めたときは、機構は、研究開発計画の変更を承認し、交付決定を変更したうえで、機構が別途定める様式による計画変更承認及び変更交付決定通知書（取扱要領第６条第１項に定める補助金交付決定通知書とあわせて、以下「交付決定通知書等」という。）を事業者に送付するものとする。

(４) (１)の規定による研究開発計画変更承認申請書が到達してから、研究開発計画の変更を承認するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(５) 機構は、研究開発計画の変更を承認するに当たり、必要がある場合には研究機関に対して、追加資料の提出を求めることができる。

(６) 機構は、研究開発計画の変更の承認に際して機構が必要と認める条件を付すことができる。

３．補助金の支払い

(１) 機構が交付決定又は２．（３）に定める研究開発計画の変更の承認及び交付決定の変更（以下併せて「交付決定等」という。）を行った場合、研究開発代表機関は、機構に対して、取扱要領第29条第2項に基づき請求書を提出して（２）に定める補助金の支払いの請求を行うことができる。

(２) 機構は、（１）に基づき研究開発代表機関から請求書の提出を受けた時は、取扱要領第29条第１項ただし書きに定める概算払として、交付決定等が行われた日から30日（ただし、機構が異なる期間を定めた場合は当該期間とし、以下「適格出資期間」という。）以内に、①「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」において機構が認定するベンチャーキャピタル（以下「認定VC」という。）が、研究開発代表機関（研究開発代表機関自身ではなく研究開発代表機関の発行済株式の全てを直接保有する親会社である外国法人において認定VCからの出資を受けることを機構が承認した場合、当該親会社（以下「特定親会社」という。）を含む。）に対して適格出資（研究開発代表機関から株式（種類株式を含む。）、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利を引き受けその対価を事業者に対して払い込むことにより行う出資をいい、特定親会社に対して出資が行われる場合は外国においてこれに相当するものを含む。）を行い、②研究開発代表機関が、当該適格出資として払い込まれた額（特定親会社に対して適格出資が行われた場合、当該適格出資として払い込まれた額から出資、貸付その他の方法により事業者に対して交付された額）のうち、当該交付決定等による補助対象経費の増加額（ただし、初回の補助金の交付については当初の補助対象経費の額）の1/3以上の額に相当する額を、機構の指定する専用口座に入金したことを条件として、研究開発代表機関に対して、補助対象経費の総額の2/3に相当する額から本項に基づきその時点までにすでに交付された補助金の額を控除した額を上限として機構の定める額の補助金を支払うものとする。なお、本項に基づく補助金の支払いは、機構の裁量により複数の国の会計年度にわたって、また、一の会計年度中においても複数回に分割して、これを行うことができるものとする。

(３) 研究開発代表機関は、①適格出資期間中に認定VCから適格出資を受けた場合（特定親会社が適格出資を受けた場合を含む。）は当該適格出資の内容を記した機構が別途定める様式による出資報告書を、②適格出資期間中に適格出資を受けることができなかった場合（特定親会社が適格出資を受けることができなかった場合を含む。）はその内容を記した機構が別途定める様式による出資報告書を、適格出資期間中に、機構に提出しなければならない。

４．事前承諾事項等

(１) 研究開発代表機関は、機構から事前の書面による承諾を得た場合を除き、以下の行為を実施してはならない。

① 剰余金の配当及び自己株式の取得

② 機構の商標、商号、ロゴマーク等の使用

③ 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編

④ 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止又は譲受け

⑤ 解散又は清算

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て

(２) 研究開発代表機関は、研究開発代表機関の株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は移転により、かかる譲渡又は移転の直前における研究開発代表機関の株式等の保有者が、当該譲渡又は移転の直後において研究開発代表機関に係る株式等又はその議決権の過半数（株式以外の株式等についてはその目的となる株式又は議決権の数による。）を保有しなくなる場合、事前に機構に通知するものとする。

５．研究開発計画の変更の承認等

取扱要領第12条に定める場合のほか、研究開発代表機関は、取扱要領第5条に基づき提出した補助金交付申請書において自己を支援する認定VCとして指定した認定VCを追加、取下げ又は変更しようとするときは、あらかじめ機構が別途定める様式による研究開発変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、機構が必要と認める場合を除き、リード認定VC（研究開発代表機関の研究開発計画においてリード認定VCとして記載されている認定VCをいい、当初は、研究機関が提出した補助金交付申請書においてリード認定VCとして記載された認定VCがリード認定VCとなるが、当該研究開発代表機関が研究開発変更申請書を機構に提出し研究開発計画の変更の承認を受けた場合、当該変更後の研究開発計画においてリード認定VCとして記載された認定VCがリード認定VCとなる。以下同じ。）を変更することは認められない。

６．契約等

(１) 研究開発代表機関は、本研究開発を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との間では、これらの契約を締結してはならない。

(２) 研究開発代表機関は、機構が事前に承認した場合を除き、本研究開発を実施するため又はその他本研究開発に関連して、他の者（研究開発代表機関の親会社及び子会社を含むが、これらに限られない。）との間で売買、請負その他の契約をする場合は、独立第三者間取引と同等の取引条件によらなければならない。

７．本研究開発の廃止事由

以下に該当する場合、取扱要領第13条第1項第4号に該当するものとし、研究開発代表機関は、機構の承認を受けて、本研究開発の全部を廃止することができるものとする。ただし、研究開発代表機関が本研究開発を廃止しない場合、機構は、取扱要領第21条第2項第2号に基づき交付決定の全部を取り消すことができるものとする。

① 機構が２．（１）に基づき本研究開発代表機関のステージゲートの通過を認めない判断を行った場合

② 交付決定等が行われたにもかかわらず、３．（２）①及び②に定める条件が適格出資期間中に充足されなかった場合

③ 研究開発代表機関のリード認定VCがその認定を取り消された場合、その他研究開発代表機関のリード認定VCが存在しなくなった場合

④ 研究開発代表機関又は特定親会社の株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在するものに上場した場合

⑤ 研究開発代表機関又は特定親会社の資本関係に重大な変更が生じた場合（研究開発代表機関のリード認定VCがその保有する研究開発代表機関の株式の全部又は実質的に全部を譲渡した場合を含むが、これに限られない。）

８．補助金の収益納付

取扱要領第32条第１項の規定にかかわらず、機構は、取扱要領第31条の補助金収益状況報告書により、本研究開発の実施結果の事業化による収益（知的財産権（補助金取扱要領第３条第２２項に定義する知的財産権をいう。）の譲渡又は実施権の設定及びその他本研究開発の実施結果の他への供与によるものを含む。）が生じたと認めたときは、本研究開発の完了した国の会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、本研究開発を実施する研究開発代表機関に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができる。